

一般社団法人情報通信技術委員会 入会金規程

平成16年3月12日 (総会決定)

最近改定 平成27年6月22日 (総会)

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人情報通信技術委員会定款第7条第2項の規定に基づき、一般社団法人情報通信技術委員会（以下「情報通信技術委員会」という。）の入会金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(納入義務)

第2条 情報通信技術委員会に入会しようとする者（以下「入会希望者」という。）は、理事会が認めた者を除き、入会金を納入しなければならない。

(金額)

第3条 入会金の金額は、入会希望者が希望する会員の種別により、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------|
| (1) 正会員 | 10万円 |
| (2) 準会員 | 5万円 |
| (3) 賛助会員 | 5万円 |
| (4) 協力会員 | 2万円 |

(納入方法)

第4条 入会金の納入方法は、情報通信技術委員会が指定する銀行又は郵便局への振込みとする。

附則

この規程は平成16年3月12日から施行する

附則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年6月22日から施行する。

以上